

第5期市川市地域福祉計画の基本理念及び行動指針(案)の見直しについて

前回提示した次期計画の基本理念(案)及び行動指針(案)

基本理念(案)

個人の尊重や、多様性を認め合うことで、
だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の
望む生活を送ることのできるまちを、共につくる

(第4期計画の基本理念)

だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、
安心して暮らすことのできるまちをつくる

行動指針(案)

地域共生社会の実現に向けて、
市民は相互に気にかけて、助け合い、
専門機関や行政は市民に寄り添い、支え続ける

(第4期計画の行動指針)

住民がつくる身近な福祉コミュニティ

分科会でのご意見を基に、
基本理念と行動指針について、
以下のように整理

基本理念

本市の地域福祉を
推進するために、
「こうあるべき」と
考える根本的な概念

基本理念(再提示案)

だれもが住み慣れた地域で安心して、
自分の望む生活を送ることのできる
「地域共生社会」の実現を目指す



「地域共生社会」…制度・分野ごとの
『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係
を超えて、地域住民や地域の多様な主体
が参画し、人と人、人と資源が世代や
分野を超えつながることで、住民一人
ひとりの暮らしと生きがい、地域をとも
に創っていく社会の事

行動指針

基本理念を体現する
具体的な行動を
明文化したもの

行動指針(再提示案)

個人を尊重し、多様性を認め合い、
それぞれが役割を認識しながら、行動する

【参考】令和3年4月1日施行 改正社会福祉法の規定(一部加筆、抜粋)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 (略)

3 地域住民等(地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者)は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第106条の3 市町村は、(中略)重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

第4期地域福祉計画の体系図

第5期地域福祉計画の体系図(案)

